

令和8年3月30日  
国土交通省関東地方整備局  
建政部

## 建設コンサルタント業者に対する登録停止措置について

関東地方整備局は、株式会社中央技術コンサルタンツに対し、建設コンサルタント登録規程に基づく登録停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ 埼玉県政記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 建政部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1917

建設産業第二課 課長 小塚（こづか）（内線：6651）

建設産業第二課 専門調査官 望月（もちづき）（内線：6653）

## 建設コンサルタント業者に対する登録停止措置について

国土交通省関東地方整備局長は、下記のとおり建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）に基づく登録停止措置を行いました。

### 記

#### 1 措置対象業者

商号 株式会社中央技術コンサルタンツ  
登録番号 建06-384  
代表者 代表取締役 本田 俊昭  
所在地 東京都新宿区西新宿8-5-1

#### 2 措置内容

建設コンサルタント登録規程第12条第1項の規定に基づく登録の停止

##### (1) 登録停止期間

令和8年4月14日から令和8年6月12日までの60日間

##### (2) 登録停止対象部門

道路部門、鋼構造及びコンクリート部門

#### 3 措置理由

株式会社中央技術コンサルタンツの元社員である元東北支店長は、宮城県気仙沼市が発注した業務の入札において、気仙沼市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和7年7月21日、宮城県警に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕され、同年8月8日、仙台地検に公契約関係競売入札妨害の罪で起訴された。その後、同市が発注した別の業務においても、同市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、同年8月20日、仙台地検に公契約関係競売入札妨害の罪で追起訴された。同年11月18日に判決の言い渡し、同年12月3日に刑が確定している。

このことが、建設コンサルタント登録規程第11条第2号に該当すると認められる。